

8月3日からの大雨被害に関する支援制度のお知らせ

令和4年9月1日発行

令和4年8月3日からの大雨被害に関する、補助金や市税等の減免についてお知らせします。補助申請または市税等の減免申請に必要な申請書は、市ホームページからもダウンロード可能です。

また、最新の支援制度は、広報きたかたおよび市ホームページをとおして市民の皆さまへお知らせします。

令和4年8月3日大雨災害に関する情報（まとめ）ホームページ▶

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/ooamesaigai/>



罹災証明書等の発行

このたびの大雨により建物などに被害を受けた場合、保険請求の手続きなどのため、市が発行する証明書が必要になる場合があります。

証明書の種類

- ① 罹災証明書…災害による住家の被害の程度を証明するもの
- ② 被災証明書…災害による住家以外の資産について、被害を受けた事実を証明するもの
- ③ 被災届出証明書…災害による住家などの資産の被害について、市長に届け出た事実を証明するもの

申請方法

時間の経過に伴い被害状況の把握が困難となるため、できるだけ早く申請してください。

申請の際には、次の必要書類を持参してください。

- ① 罹災（被災）証明書交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
- ② 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ③ 代理人（罹災世帯員以外の方）が来られる場合は、委任状
- ④ 被害状況がわかる写真（またはデータ）※無い場合は後日、市が現地調査を行います。

被害認定調査

罹災証明書を発行するためには、基本的に、申請後、被害を受けた建物などについて、市による現地調査を行います。その際の日程調整などは個別に行います。

問 申 税務課 固定資産税班 ☎(24)5 2 1 8 または各総合支所住民課

喜多方市農地等災害復旧補助金

このたびの大雨により被災した農用地および農業用施設の復旧について、補助金を交付します。

交付対象者

- ① 農用地の所有者および農業用施設の管理者
- ② 行政区

対象者施設

- ① 市内の農用地
- ② 市内の農道、水路等の農業用施設

対象経費

農用地および農業用施設の復旧について、工事業者に発注する場合にかかる経費

補助率

- ① 農用地復旧…50/100 以内
- ② 農道、水路等の農業用施設の復旧…80/100 以内

※このほか、自主施工によって復旧する場合には原材料交付（補助率 100/100）による支援もあります。

書類関係

- ① 補助申請に必要な書類…交付申請書、事業計画書、収支予算書
- ② 完了、実績報告に必要な書類…完了届、収支報告書、実績報告書、交付請求書（各書類は市ホームページからダウンロード可）

問 申 農山村振興課 農村整備係 ☎(24)5 2 3 4 または各総合支所産業建設課

市税等の減免

罹災（被災）証明書の交付を受けた方の固定資産税、市民税、国民健康保険税について、一定の要件に該当する場合、減免となる場合があります。

減免のあらまし

- ・固定資産税…土地、家屋、償却資産の被害の程度により 10 分の 4～全額を免除
- ・市民税・国民健康保険税…住宅、家財の被害の程度、事業所得等の減収の程度により 50%～全額を免除

提出書類 減免申請書、罹災（被災）証明書、保険金などの支払額が分かる書類 ほか

注意事項

- ・減免対象は、申請書の提出時点で納期が到来していない税額となります。
- ・既に納付済の税額については、対象となりません。
- ・市民税、国民健康保険税の減免は、罹災証明書の交付を受けた方のみ対象です。また、蓄財、援助、保険金などがある場合、減免とならない場合があります。

※減免申請書の様式、減免基準、減免割合などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 申 税務課 固定資産税班 ☎(24)5 2 1 8、市民税班 ☎(24)5 2 1 7 または各総合支所住民課

介護保険料の減免

このたびの大雨により被災した方は、介護保険料の減免を受けられることがあります。

対象者 床上浸水または半壊・準半壊した住宅を所有する第 1 号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方

その他 減免割合、必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

問 申 高齢福祉課 介護保険・予防室 ☎(24)5 2 3 1 または各総合支所住民課

後期高齢者医療保険料の減免

このたびの大雨により被災した方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けられることがあります。

対象者 被保険者または世帯主が、住宅の床上浸水または半壊等により著しい損害を受けた方

提出書類 減免申請書、罹災証明書等災害状況を確認できる書類、保険金などの支払額が分かる書類 ほか

注意事項

- ・減免対象は、納期限前 7 日までに申請書の提出があった保険料額となります。
- ・既に納付済の保険料額は対象となりません。
- ・蓄財、援助、保険金などがある場合、減免とならない場合があります。

問 申 保健課 国保医療係 ☎(24)5 2 2 4 または各総合支所住民課

水道料金および下水道使用料の減免

このたびの大雨により被災した方(事業者等)を対象に、水道料金および下水道使用料の一部を減免します。

対象者

- ①床上・床下浸水などにより、家屋および家財の清掃などに水道を使用した方
- ②水道管(給水管)の破損などにより漏水が発生した方

減免水量 減免申請対象となる月の前 3 カ月間における平均使用水量または前年同月の使用水量と比較して増加した水量を最大で 2 カ月分減免します。

申請方法 水道料金および下水道使用料の減免申請書を提出してください。なお、水道管(給水管)の破損などによる漏水は、市指定給水装置工事事業者による修繕完了後の申請が必要です。

申請書類など詳細は、お問い合わせください。

申請期限 11 月 30 日(水)

問 申 水道課 業務係 ☎(22)1 5 6 1 または下水道課 総務係 ☎(24)5 2 5 0